

鳥取県公報

目

次

◇訓令 鳥取県公印規程の一部を改正する訓令（総務課）
 ◇告示 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）
 身体障害者福祉法による更生医療機関の指定（社会課）
 保険医療機関等の指定（保険課）
 電線共同溝を整備すべき道路等の指定（道路課）
 選挙管理委員会の招集

◇選管告示

毎週火曜日及び
 金曜日発行
 (当日が休日に当たるときは、その翌日)

平成九年十月十七日

鳥取県訓令第五号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

鳥取県知事 西尾邑 次

正する。

別表二十の項中

訓令

に改める。

附則

この訓令は、平成九年十一月一日から施行する。

告示

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令
 鳥取県公印規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号）の一部を次のように改
 正する。
 別表二十の項中

| 第四号 | | 第二号 | | 第一号 | |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 鳥取県 | 鳥取県 | 鳥取県 | 鳥取県 | 鳥取県 | 鳥取県 |
| 長方形 | だ円形 | だ円形 | 二一ミリメートル | 二一ミリメートル | 二一ミリメートル |
| 縦一〇ミリメートル | 一五ミリメートル | 一七ミリメートル | 一七ミリメートル | 一五ミリメートル | 一五ミリメートル |
| の機長 | 課長 | 社会事務所長 | 社会事務所長 | 主務課長 | 主務課長 |
| 主務長 | 主務長 | 保険課長 | 保険課長 | 證明用 | 證明用 |
| の機長 | の機長 | の機長 | の機長 | の機長 | の機長 |
| 主務長 | 主務長 | 主務長 | 主務長 | 主務長 | 主務長 |
| の機長 | の機長 | の機長 | の機長 | の機長 | の機長 |
| 主務長 | 主務長 | 主務長 | 主務長 | 主務長 | 主務長 |

| | | | |
|-----------|----------|----------|----------|
| 第一号 | 第二号 | 第三号 | 第四号 |
| 鳥取県 | 鳥取県 | 鳥取県 | 鳥取県 |
| 長方形 | 五ミリメートル | 一〇ミリメートル | 一〇ミリメートル |
| 縦一五ミリメートル | 二一ミリメートル | 二一ミリメートル | 二一ミリメートル |
| の機長 | の機長 | の機長 | の機長 |
| 主務長 | 主務長 | 主務長 | 主務長 |
| の機長 | の機長 | の機長 | の機長 |
| 主務長 | 主務長 | 主務長 | 主務長 |
| の機長 | の機長 | の機長 | の機長 |
| 主務長 | 主務長 | 主務長 | 主務長 |

師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成六年三月鳥取県規則第十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 診療科目 | 診断に係る 障害の範囲 | 氏名 | 勤務先 |
|---------------------|----------------|-------|---------------------------------|
| 整形外科、 リハビリテーション科 | 肢体不自由 | 中島 匠敏 | 東伯郡三朝町大字山田六九〇 国立三朝温泉病院 |
| 神経内科 | 星川 宏之 | 磯江 健一 | 西伯郡淀江町大字佐陀二二六九 西部リハビリテーション病院 |

鳥取県告示第六百七十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の二第一項の規定に基づき、更生医療を担当させる医療機関を指定したので、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）第十三条の四の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百七十六号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年十月十七日

| 名称 | 所在地 | 訪問看護ステーションの 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|--|---|-------------------|------------------|----------|
| 西伯町 字勝寺三七七一 | 西伯郡西伯町大 字倭四八二 | 西伯町訪問看護 ステーション | 西伯郡西伯町 大字倭四八二 | 平成九年十月一日 |
| 尾崎病院 木村内科医院 医療法人社団大谷医院 わかさ生協診療所 福井医院 加納医院 山口歯科医院 | 鳥取市湖山町三六八三 米子市天神町二丁目三五 八頭郡郡家町大字宮谷三一一五 八頭郡若桜町大字若桜二二〇〇一一 東伯郡東伯町大字鈎一六〇一二 西伯郡淀江町大字佐陀二〇六二 米子市錦町三丁目九〇一八 | 平成九年十月一日 | | |
| タ | タ | タ | タ | |

(病院又は診療所)

| 名 称 | 所 在 地 | 担 当 す べき 医療の種類 | 指 定 年 月 日 |
|-----------------------------|-------------------|-------------------|-----------|
| 医療法人清生会 谷口病院附属診療所東伯サテライト | 東伯郡東伯町大字 八橋五一一 | じん臓 | 平成九年七月一日 |

| | | | |
|-------------|----------------|-----------|-----------|
| 下村歯科医院 | 日野郡溝口町溝口一七五 | ク | 選挙管理委員会告示 |
| 北村診断所 | 八頭郡河原町大字北村四二一四 | 平成九年十月三日 | |
| 倉恒薬局 | 鳥取市相生町四丁目四一六 | 平成九年十月一日 | |
| 紀の川薬局 | 米子市上福原五丁目一二一六三 | ク | |
| 武本薬局 | 倉吉市西倉吉町一二一一四 | ク | |
| 池田薬局TOSC末恒店 | 鳥取市美萩野一丁目一一八 | 平成九年十月三日 | |
| フジモト調剤薬局 | 鳥取市天神町二一一 | 平成九年十月十三日 | |

鳥取県告示第六百七十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路及び道路の部分を指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成九年十月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 県道 | 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 指定の部分 |
|---------------------------------|-------|----------------------------------|-----------------|-------|
| 倉吉停車場線 | 倉吉青谷線 | 倉吉市山根五三二一二四地先から同市上井町一丁目一〇一一四地先まで | 上井町一丁目一〇一一四地先まで | 上下線 |
| 倉吉市上井町二丁目一一三地先から同市上井町二丁目一一四地先まで | | | | |

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

平成九年第十四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成九年十月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣

- 一 日 時 平成九年十月二十八日（火）午後二時
 二 場 所 鳥取市東町一丁目二三二〇 鳥取県選挙管理委員室
 三 議 題 平成九年度青年リーダー研修会開催について

悦